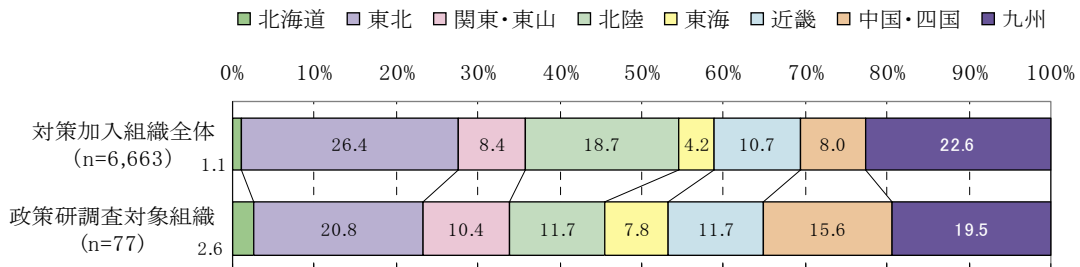


2. 調査対象組織の位置づけと留意点

本調査の対象集落営農組織は、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して決定した。平成20年度集落営農実態調査（平成20年2月1日現在）での経営所得安定対策に加入している集落営農組織と本調査の対象集落営農組織とで、地域別分布を比較してみると、農林水産政策研究所（以下「政策研」という。）の調査対象組織の方が、中国・四国に立地する組織の割合が若干高くなっている（第2-1図）。

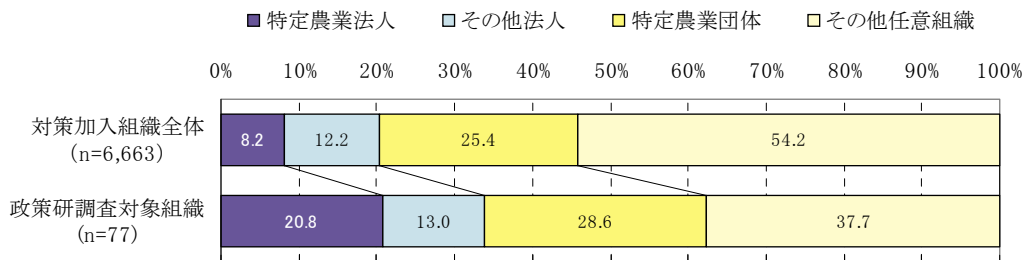
また、組織形態別の集落営農組織割合で同様の比較を行うと、本調査の対象組織の方が特定農業法人の割合が高く、特定農業団体に準ずる組織（その他の任意組織）で低く、その他の法人、特定農業団体の比率については、大きな差はみられない（第2-2図）。なお、経営局が示す経営所得安定対策加入の集落営農組織数は、平成20年8月時点で、法人を含まずに5,655組織であるが、集落営農実態調査における加入数は6,663組織で、うち任意組織が5,302組織、法人が1,361組織であり、任意組織は先の数値より363組織少ない。

次に、経営面積と作業受託面積とを合わせた利用集積面積規模別の分布を比較すると、本調査の対象組織の方が「20～30ha」、「30～50ha」でやや少なく、「50～100ha」、「100ha以上」でやや多くなっている（第2-3図）。参加農家戸数規模別でも、「10～19戸」、「20～29戸」でやや少なく、「50～99戸」、「100戸以上」で多くなっており（第2-4図）、比較的大規模な組織にやや偏っている。



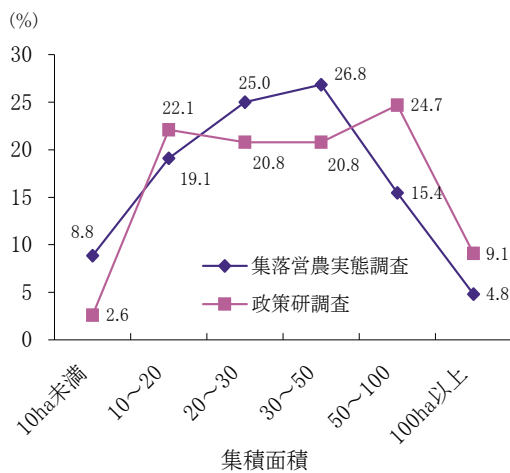
第2-1図 地域別にみた集落営農組織の割合

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部），農林水産政策研究所調べ



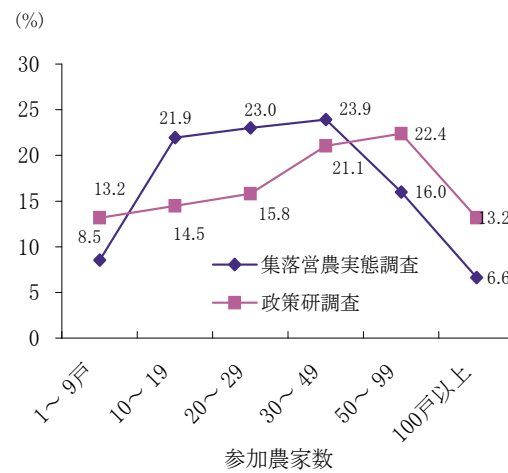
第2-2図 組織形態別にみた集落営農組織の割合

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部），農林水産政策研究所調べ



第2-3図 集積面積規模別の
集落営農組織割合

資料:平成20年集落営農実態調査(農林水産省統計部),
農林水産政策研究所調べ



第2-4図 参加農家数規模別の
集落営農組織割合

資料:平成20年集落営農実態調査(農林水産省統計部),
農林水産政策研究所調べ

このように、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体の分布と本調査対象組織の分布を比較すると、特定農業法人や利用集積面積が比較的大規模な組織がやや多く、集落営農組織の活動レベルからすると、比較的活発に活動を展開する組織が多く含まれている傾向にあるので、分析結果をみるに当たっては、この点にも留意しておく必要がある。

(齋藤 薫)